

ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン

平成27年2月12日
宮城県森林整備課

1 目的

伐採によるナラ林の若返りは、森林資源の有効活用とともに、被害の軽減を図る効果が高いが、いくつか注意点がある。

ナラ枯れ被害材（以下「被害材」という。）を林外に搬出して破碎・焼却処理する場合、被害材を移動しなければならないが、移動時期によってはカシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）を拡散させ、新たな被害発生の危険性がある。こうしたことから、被害材の利用に際して配慮すべき事項を以下のとおり定め、被害材の有効利用と適正な利用による防除を推進するものとする。

なお、本ガイドラインは新たな知見等により随時見直しを行っていくものとする。

※ナラ枯れ：体長5mm程度のカシナガがナラ類（ミズナラ、カシワ、コナラ、クリ等）の幹に集団で穿孔し、ナラ菌を感染させる。ナラ菌に感染したナラ類は通水障害を起こして急速に枯死する。こうしてナラ類が集団枯損する現象をナラ枯れと呼ぶ。

2 被害材の利用に際して配慮すべき事項

- ① 材を移動する場合は、被害材であるかどうか確認すること。
- ② 被害材は、きのこ原木としては使えない。チップ化利用や炭化利用は可能である。
- ③ 被害材を破碎処理するときは、破碎した材片の厚さを10mm以下にすること。

※被害材を木材チップパーなどにより破碎する。

- ④ ナラ枯れの被害を受けている林分及びその周辺2km以内の林分においては、被害拡大危険期間（6月10日～10月20日）の伐採は、周辺に被害を拡げる場合があるので、未被害木についても伐採しないこと。（駆除や危険回避等のための伐採は除く。）

※カシナガが例年羽化脱出する期間に、その前後10日間の余裕期間を加えた6月10日から10月20日を「被害拡大危険期間」とする。

※未被害木や未被害林の伐採も、傷つけられたナラから発せられるフェロモンにより、カシナガが誘引されて被害地域を拡大する恐れがある。

- ⑤ 利用のための被害材の移動・処理は「処理期間」（伐採した年の10月21日～その翌年の6月9日）に行うこと。

※「被害拡大危険期間」（6月10日から10月20日）を避ける。

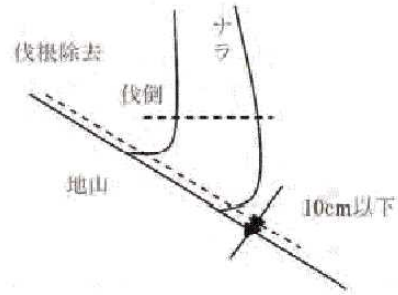
※被害木はカシナガの穿孔孔から木屑（フラス）を出している。



⑥ 被害木の伐倒に当たっては、伐倒後、伐根の地際から高さ10cm以下となるよう再切断を行うこと。

※伐根にも多くのカシナガがいるため。

10cmより高い伐根を残す場合は薬剤処理を行うこと。



⑦ 被害木を伐倒し、やむを得ず被害材の処理を行わないで現地に残置する場合は、出来るだけ短く(長さ50cm以下)し、地伏せすること。

※これを「短木処理」といい、現地に地伏せすることにより、蟻による幼虫の捕殺などカシナガの生息環境を悪化させることで羽化を阻害し、十分な駆除は行えないが、生息密度を低下させる効果がある。

⑧ 被害木の販売や譲渡する場合は、「被害木が含まれているため適正な処理が必要」であることを相手に対し通知すること。

※別添参照

3 ナラ枯れに係る問い合わせ先

国有林に係るもの

仙台森林管理署	仙台市青葉区東照宮 1-15-1	(022)273-1111
宮城北部森林管理署	大崎市古川東町 5-32	(0229)22-2074

民有林に係るもの

大河原地方振興事務所林業振興部	柴田郡大河原町字南 129-1	(0224)53-3249
仙台地方振興事務所林業振興部	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	(022)275-9252
北部地方振興事務所林業振興部	大崎市古川旭 4-1-1	(0229)91-0719
北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部	栗原市築館藤木 5-1	(0228)22-2381
東部地方振興事務所林業振興部	石巻市東中里 1-4-32	(0225)95-1436
東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	(0220)22-6125
気仙沼地方振興事務所農林振興部	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	(0226)24-2535
宮城県農林水産部森林整備課	仙台市青葉区本町 3-8-1	(022)211-2921